

JIS

拡張可能な事業報告言語 (XBRL) 2.1

JIS X 7206 : 2021

(一般社団法人 XBRL Japan/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	岡 本 正英	株式会社日立製作所
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	古 関 隆章	東京大学
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	林 泰弘	早稲田大学
	平 田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平 本 俊郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.7.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人 XBRL Japan

(〒102-0071 東京都千代田区富士見 1-2-21)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 導入	1
2.0A 一般	1
2.1 表記法	2
2.2 目的	2
2.3 引用規格	3
2.4 用語	4
2.5 適合性水準	11
2.6 名前空間接頭辞規則	11
3 XBRL フレームワーク	12
3.0A 一般	12
3.1 XBRL タクソノミ概観	12
3.2 XBRL インスタンス概観	12
3.3 データの完全性及び機密性	14
3.4 妥当性の検証	15
3.5 XBRL における XLink	15
4 XBRL インスタンス	37
4.0A 一般	37
4.1 xbrl 要素	38
4.2 XBRL インスタンスの schemaRef 要素	39
4.3 XBRL インスタンスの linkbaseRef 要素	41
4.4 XBRL インスタンスの roleRef 要素 (任意選択)	43
4.5 XBRL インスタンスの arcroleRef 要素 (任意選択)	43
4.6 項目	43
4.7 context 要素	53
4.8 unit 要素	60
4.9 タプル	63
4.10 項目及びタプルの重複検出に関する同等述語	66
4.11 脚注	72
5 XBRL タクソノミ	76
5.0A 一般	76
5.1 タクソノミ スキーマ	77
5.2 タクソノミ リンクベース	92
6 参照規定	119

	ページ
附属書 A (規定) スキーマ	121
附属書 B (参考) 貢献者	153
附属書 C (参考) 原勧告の知的財産の状態	155
附属書 JA (参考) この規格の原勧告との編集上の相違	156
解 説	157

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 XBRL Japan 及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS X 7206:2010 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

この文書は、XBRL International が、www.xbrl.org Copyright (C) 2000-2002, 2003 XBRL International. によって著作権宣言を行った“Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1 Specification”の翻訳（参考）である。許可を得て用いている。

XBRL International <https://specifications.xbrl.org/specifications.html> から利用可能な英語版が、公式（規定）の版である。翻訳には誤り又は公式（規定）版との不一致があり得る。XBRL International は、この文書を査読又は同意しているものではない。

次は、この文書の状態に関する XBRL International による宣言である。

“Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1 Specification” は、XBRL International の勧告である。

原報告の表題及びまえがきの翻訳
拡張可能な事業報告言語 (XBRL) 2.1

2003 年 12 月 31 日版勧告

この版は、

XBRL-RECOMMENDATION-2003-12-31 + Corrected-Errata-2013-02-20.rtf

である。

編者

名前	連絡先	所属
Phillip Engel	phillip.engel@xbrl.us	XBRL US (formerly of KPMG LLP)
Walter Hamscher	HamscherW@sec.gov	US SEC (formerly of Standard Advantage)
Geoffrey Shuetrim	geoff@galaxy.net	Galaxy Pty. (formerly of KPMG LLP)
David vun Kannon	dvunkannon@deloitte.com	Deloitte (formerly of PricewaterhouseCoopers and previously KPMG LLP)
Hugh Wallis	hugh.wallis@ca.ibm.com	IBM (formerly of XBRL International Inc. and previously Hyperion Solutions Corporation)

寄稿者

名前	連絡先	所属
Herm Fischer	fischer@markv.com	Mark V Systems (formerly of UBmatrix)
Luther Hampton	luther.hampton@ibm.com	IBM (formerly of e-Numerate)
Charles Hoffman	CharlesHoffman@olywa.net	Formerly of UBmatrix
Louis Matherne	lmatherne@fasb.org	FASB (formerly of AICPA)
Campbell Pryde	campbell.pryde@xbrl.us	XBRL US (formerly of Morgan Stanley and previously of KPMG LLP)
Yufei Wang	yufeiwang1@kpmg.com	KPMG
Mark Goodhand	mrg@corefiling.com	CoreFiling

この文書の状態

この勧告は、自由に配布してもよい。この文書は、規定である。関連する特許権について、読者が気付いた点及び提供すべき補足文書があれば、コメントを付けてご意見を寄せていただきたい。

原報告の知的財産の状態は、附属書 C に記載する。

この規格の原報告との編集上の相違は、附属書 JA に記載する。

拡張可能な事業報告言語 (XBRL) 2.1

Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1

序文

この規格の前版は、2003年12月にXBRL Internationalが発行した勧告 Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1 を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成し、2005年に日本工業規格として制定され2010年に改正されていた。しかし、基とする仕様がXBRL Internationalで2013年2月に“2003年12月31日の日付の勧告の更新版”として発行されたため、これと技術内容が一致するように改正した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原勧告の箇条を入れ替える変更、箇条として付番されずに記載されている箇所に箇条を割り当てる変更、理解を助けるための語を補う変更などを行っている事項である。

1 適用範囲

この規格は、拡張可能な事業報告言語 (Extensible Business Reporting Language, 以下、XBRL という。) について規定する。XBRL を規定として採用することは、ソフトウェア会社、プログラマ、情報の作成及び配信を行う仲介業者、並びに利用者による事業報告情報の作成、交換及び比較を促進する。事業報告には、財務諸表、財務情報、非財務情報、総勘定元帳取引、年次報告書及び四半期報告書といった監督機関への書類提出を含むが、これらに限定しない。

この規格は、事業報告の作成、交換及び比較作業で利用する情報の表現に利用可能なXML要素及びXML属性を定義する。XBRLは、XBRLインスタンスで用いるXML要素及びXML属性から構成する核言語であるだけでなく、XBRLインスタンスから参照する新たな要素及び要素から構成するタクソノミを定義し、かつ、それらのXBRLインスタンスに含む要素の内容間の制約を表すために用いる言語でもある。

注記 この規格は、XBRL Internationalが2013年2月に発行した、Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1の“2003年12月31日の日付の勧告の更新版”を、技術的な内容は変更せず、箇条構成をJISの様式に合わせて変更したものである。構成の対応関係を**附属書 JA**に示す。

2 導入

2.0A 一般

XBRLは、文書インスタンスで用いるXML要素及びXML属性から構成する核言語とする。XBRLインスタンスでは、この各言語の抽象要素を具象要素に置き換える。タクソノミでこれらの抽象要素を定義する。XBRLは、新しく要素を定義するために用いる言語、並びに文書インスタンスで参照する要素のタクソノミ及びタクソノミ要素間の関係によって構成する。